（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）

第二十三条の八　法第三十五条の十五の政令で定める期間は、十年とする。

第三十三条及び第三十四条中「及び第二十二条第二項の」を「、第十六条の二第二項、第十六条の六、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項の」に改め、「この款及び第二十二条第二項において」を削り、「及び第二十二条第二項中」を「、第十六条の二第二項、第十六条の六第三号、第二十二条第二項及び第三十五条の二第二項中」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第一号下欄イ中「個人番号カードに記録された」を削る。

附　則

この政令は、令和五年五月十一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十五号を第六十六号とし、第四十七号から第六十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七	千円の貨幣のうち令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの	素材	銀
		品位	純銀
		量目	三十一・一グラム
		形式	
		直径	四十ミリメートル
		彩色	白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十九号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年六月十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄